

保險商品審査事例集

平成 31 年 3 月

金融庁監督局保険課

保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）IVにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当局と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当局における考え方を明らかにすることにより、商品審査において効率的に深度ある双方向の議論を行い、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することを期待する。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社においては、創意工夫を凝らした商品開発等を行っていただきたいと考える。

本事例集は、平成30年7月～平成31年1月に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

(1) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）

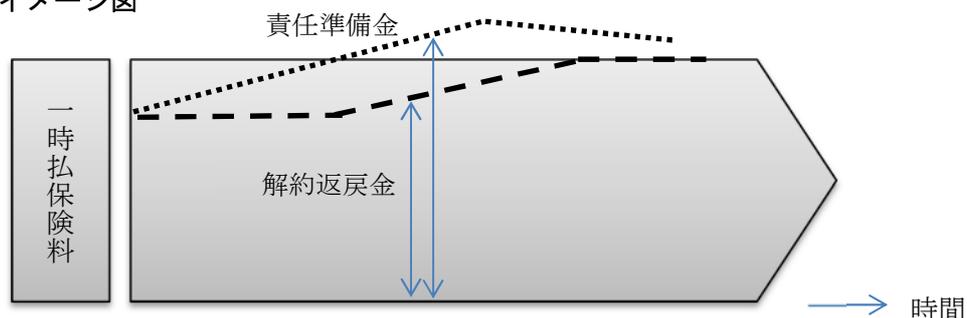
《責任準備金に対する解約返戻金の割合》

低解約返戻金型の一時払終身医療保険について、解約返戻金を一時払保険料に対する返戻率に基づいて算出する方式とするにあたり、返戻率を契約締結後の経過年数に応じて段階的に増加する設定とした。（イメージ図）

（コメント）解約返戻金を一時払保険料に対する返戻率に基づいて算出する方式は、解約時の返戻金額が顧客にとって分かり易いという長所が認められる。

この場合、契約期間を通じて返戻率を一定の率に固定すると、責任準備金の増加に伴って、責任準備金に対する解約返戻金の割合が減少することになるが、本商品では、返戻率を契約締結後の経過年数に応じて段階的に引上げることにより、契約期間中のどの時点においても責任準備金に対する解約返戻金の割合が過少にならないように工夫しており、契約者保護の観点から適当と考えられる。

イメージ図



《商品性を踏まえた保険募集》

死亡時の支払金額および中途解約時の返戻金額を、契約日から年金支払開始までの期間は一時払保険料の7割に抑制し、残った責任準備金を残存契約の年金原資に充当する個人年金保険(トンチン年金)について、販売対象を顧客の年齢、金融知識及び金融資産の状況が会社の定める基準を超える者に限定した。また、契約者から解約の申出を受けた際にも、解約返戻金の額等について改めて丁寧に説明することとした。

(コメント) 長寿リスクに備える商品として有用性が期待される一方、契約日から年金支払開始までの死亡時や中途解約時には一時払保険料の7割しか支払われないという事象が顧客に生じる。

このため、募集対象を将来にわたり不測の資金需要等が生じても中途解約を余儀なくされる恐れが少ないと見込まれる顧客に限定することは、顧客保護の観点から必要と考えられる。

このような観点から、例えば、

- (i) 顧客が将来の生活設計をある程度見通せる年齢に達していること、
- (ii) 将来の生活設計の中で本商品を有効に活用できる知識を有していること、
- (iii) 不測の資金需要等に耐えられるだけの金融資産を有していること等の客観的な基準を定めて募集時に確認することとしたこと、
- (iv) 解約時により丁寧な説明をするための資料や仕組みを整えること、

といった取組は、有益と考えられる。

なお、契約期間を通じて返戻率を一定の率に固定することについては、トンチン年金の特性に鑑みれば許容されるものと考えられる。

※トンチン年金…トンチン性(死亡者の持分が生存者に移ることにより、生存者により多くの給付が与えられる仕組み)を利用した年金保険。

《顧客本位の業務運営》

外貨建医療保険の募集にあたっては、契約締結前交付書面において、「預金等の他の手段で病気等に備えたほうが有利な場合がある。」旨を記載し、かつ邦貨換算の入院給付金等の受取額例について複数の為替レートで具体的に明示して顧客に注意喚起することとした。また、募集人に対して外貨建商品の長所及び短所を適切に説明するように教育の徹底を図ることとした。

(コメント) 外貨建ての商品は、現時点で邦貨建ての商品より高い予定利率を設定できる長所があるが、外貨で支払われた給付金を邦貨に両替する際の為替レートによって邦貨ベースの受取額が契約当初に期待した額を下回る可能性(円高による損失を被る可能性等)も有している。このため、募集人が、保険商品の説明に止まらず顧

客の保障・貯蓄ニーズに応える他の有効な運用方法等がありうる旨を注意喚起することは、顧客がニーズに合った金融商品を選択する一助となることが期待される。

(2) 法第 309 条（保険契約の申込みの撤回等）、法第 5 条第 1 項第 3 号イ（保険契約者等の保護）

《クーリング・オフ適用期間の延長》

クーリング・オフ（申込の撤回）の適用期間について、「申込日から 8 日以内」を「申込日から 20 日以内」に延長した。

（コメント）保険証券到着後においても顧客が契約内容を十分に確認できる期間を確保することを目的として法に定める期間（8 日）を超えるクーリング・オフの適用期間を設定するものであり、顧客保護の観点から有益な取組と考えられる。

(3) 規則第 8 条第 1 項第 1 号（事業方法書の記載事項）

《団体信用生命保険の被保険者の範囲》

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえて経営者保証を設定しない事業融資が行われた場合、現行の取り扱いでは経営者を当該事業融資に係る団体信用生命保険の被保険者とすることができない。しかしながら、経営者が不慮の死亡等に見舞われたときには企業経営に支障を来し間接的に遺族に影響が生じることから、債務に対する保障ニーズが認められる。このため、経営者保証を設定していない場合でも経営者を団体信用保険の被保険者とすることは出来ないか。（照会）

（コメント）法人の代表者は、事業融資の保証人になっていない場合、個人としては当該事業融資の返済について責任を負っていない。このような代表者個人を団体信用生命保険の被保険者とすることは、事業融資の返済について責任を負っていない者の死亡保険金によって金融機関が自らの債権回収に充てることとなりかねず、適当でないと考えられる。

(4) 法第 5 条第 1 項第 3 号ハ（公序良俗）、監督指針Ⅳ-1-2（保障又は補償の内容）、監督指針Ⅳ-1-8（保険金額・保険期間・契約年齢範囲）

《モラルリスク対応》

病院への入退院時に一時金が支払われる医療保険において、当該一時金の合計額が、入退院時における実質的な自己負担額の標準的な水準に対して過大にならないように給付金額の上限を設定した。

（コメント）定額払いの一時金が、保険事故が生じたときの自己負担額に対して過大になるとモラルハザードを招く恐れが増大するため、高額療養費制度に基づく公的給付等を踏まえて給付金額の上限を設定することは、合理的かつ妥当な取組と考えられる。

2. 生命保険商品（算出方法書）

(1) 法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性）、 監督指針IV-5-1(6)（保険料）

《予定事業費の適切な設定》

法人向け定期保険の付加保険料において、保険期間の前期の予定維持費を低額に、後期を高額に設定しており、そのことについて合理的な根拠を欠いている事例が認められた。（調査結果）

（コメント）付加保険料の設定に問題が認められた会社は、契約者グループの高齢化・中途解約により契約者数が減少するため、契約者一人当たりが負担すべき維持費が増加する等の理由で法人向け定期保険の契約期間後期の予定維持費を上げていたが、同様の状況があり得る個人向け商品では上げていないなど、保険種類間での付加保険料の公平性が損なわれていた。

また、商品別に維持費を管理する実態がないにもかかわらず、法人向け定期保険の予定維持費だけを高額に設定するなど、事業費の支出見込額に対する妥当性を欠いている実態が認められた。

このような保険商品は、保険期間満了まで契約を継続することを前提とした保険本来の趣旨である保障を目的とする契約者に、過大な付加保険料を負担させてしまう設定になっていた。

付加保険料の設定など商品認可を簡素化した部分も含め商品開発において、法令の規定を遵守するとともに、監督指針にも留意が必要である。

(2) 監督指針IV-5-3(契約者価額)、法第5条第1項第3号イ(保険契約者等の保護)

《MVAの計算に使用する利率》

市場価格調整（MVA）商品の解約返戻金の計算に用いる利率について、契約時及び解約時の積立利率（積立金の計算に使用する利率）に替えて、市場金利（積立利率の計算に用いる指標の金利）に連動する利率を用いることとした。

（コメント）MVA商品の解約返戻金の計算に用いる利率については、その水準が解約返戻金の額に大きく影響する。そのため、保険会社の裁量で水準調整が可能な積立利率に替えて、合理的かつ客観的なルールに基づいて市場金利（積立利率の計算に用いる指標の金利）に連動する利率を用いることは、解約返戻金の計算過程の透明性及び契約者における分かり易さの向上が期待される。

3. 損害保険商品（約款・事業方法書）

(1) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）

《保険金の請求漏れ対策》

個人賠償責任保険における被保険者の範囲に「本人またはその配偶者の別居の父母」を追加するにあたり、募集時の意向確認書面において「被保険者の範囲に別居の父母が含まれること」を確認項目としたことに加え、重要事項説明書において本文でその旨を記載するとともに注意事項としても併記した。

(コメント) 既存の商品について、社会環境や顧客ニーズの変化に対応して被保険者の範囲や補償の範囲を見直していくことは、顧客利便の向上に資すると考えられる。また、これら契約内容について重要な変更を行った場合は、契約者等の請求漏れを防止する観点から、種々の機会を捉えて繰り返し顧客に周知することが望ましい。

《弁護士費用特約における保険金の回収》

刑事責任の弁護士費用について、確定判決によって免責事由（故意・重過失）の有無を判断するのではなく、刑事訴訟の中で被保険者が免責事由に関して虚偽の申告を保険会社に対して行っていたことが明らかになったときなどに限定して既払いの保険金を回収することとした。

(コメント) 刑事責任の弁護士費用を補償する弁護士費用特約は、被保険者が刑事事件の被告人無罪や刑の減免を期待して私選弁護人を選任するための費用を補償するものであり、判決確定後に有無責を判断して保険金を支払うことにすると、著しく利便性を損なうことになる。また、判決の内容如何で免責事由を適用して既払い保険金の回収があり得るとすれば、裁判が終了するまでの間、被保険者が極めて不安定な立場に置かれることになる。こうした観点から、免責事由を適用する場合を被保険者が保険会社に対して虚偽の申告をしたことが明らかになったときなどに限定することは、契約者等の保護の観点から合理的かつ妥当と認められる。

(2) 規則第11条第1号（保険契約者等の需要及び利便）

《心神喪失等による事故の被害者救済費用特約》

自動車保険について、加害運転者の心神喪失等による自動車事故であって監督義務者の監督責任が存在しない場合には、被害者を被保険者として、その傷害及び物損による損害を補償する保険金を支払うこととした。

(コメント) 心神喪失等により加害運転者に損害賠償責任がない自動車事故において、加害車両に付帯する自動車保険で、被害者を被保険者としてその損害（損害賠償相当額）を補償することは、被害者救済の観点から有意な取組と考えられる。また、

契約者にとっても自動車の管理者としての道義的責任及び事故処理による心理的負担の軽減などの利益が認められるため、合理性があると考えられる。なお、被害者への損害賠償相当額の支払いを見舞金として位置付けると一般的な見舞金の水準を大きく超えることとなるため、本事例の取扱いは妥当なものであると認められる。

《故障運搬時車両損害特約》

自動車保険の車両条項において、自動車が走行中に、故障による走行不能状態に陥り、かつ、修理工場に搬送された場合に、故障箇所の修理費用を補償することとした。

(コメント) 自動車部品の故障自体については、経年劣化など偶然の事故とは言い難いものが多く含まれていることなどの理由から、多くの自動車保険において免責(補償対象外)としている。しかしながら、経年劣化による自動車部品の故障が原因であったとしても、結果として走行中に自動車が走行不能状態に陥ることは顧客にとって不測の事態であり、これを偶然の事故として有責(補償対象)とすることには合理性があると考えられる。

《旅行キャンセル費用補償における補償対象事由の拡大》

被保険者が旅行をキャンセルしたことにより生じる費用の補償において、旅行出発前のペットの死亡や交通機関の遅延等によって旅行をキャンセルせざるを得なくなった場合を補償対象事由(保険金を支払う場合)に追加した。

(コメント) 顧客のニーズに応じて、補償対象となる事由等商品の内容を見直していくことは、顧客利便の向上に資すると考えられる。なお、補償対象事由の拡大に伴い、顧客に対する説明(保険金請求手続き等を含む。)を適切に行って保険金の請求漏れを防止すること、保険金の請求手続きにおいて過度な負担を強いることが無いようにすることなど、態勢を整備することが重要と考えられる。